

特定野菜等供給産地育成価格差補給
事業に係る業務方法書

令和元年7月

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書

公益社団法人秋田県青果物基金協会

設定	昭和 52 年 6 月 7 日	承認
変更	昭和 56 年 5 月 6 日	承認
変更	昭和 57 年 5 月 22 日	承認
変更	昭和 58 年 5 月 9 日	承認
変更	昭和 58 年 5 月 10 日	承認
変更	昭和 59 年 6 月 22 日	承認
変更	昭和 60 年 6 月 25 日	承認
変更	昭和 61 年 5 月 20 日	承認
変更	昭和 62 年 6 月 1 日	承認
変更	昭和 63 年 4 月 28 日	承認
変更	平成元 年 6 月 8 日	承認
変更	平成 5 年 5 月 25 日	承認
変更	平成 10 年 7 月 1 日	承認
変更	平成 15 年 7 月 11 日	承認
変更	平成 16 年 4 月 13 日	承認
変更	平成 19 年 7 月 27 日	承認
変更	平成 23 年 7 月 6 日	承認
変更	平成 25 年 7 月 2 日	承認
変更	平成 30 年 9 月 28 日	承認
変更	令和元 年 7 月 1 日	承認

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人秋田県青果物基金協定款（以下「定款」という。）第4条第1項の規定に基づき、公益社団法人秋田県青果物基金協会（以下「協会」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公正的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関とその緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 協会は、特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に定める対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知（以下「実施要領」という。））に定めるところにより県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の第3の3の（3）に規定する共同出荷組織（以下単に「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷の委託（共同出荷組織に対して区域内対象特定野菜等の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）のあるその生産者、又は、実施要領第3の3の（4）

に規定する相当規模生産者がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に対し交付する価格差補給交付金、当該相当規模生産者に対し交付する価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業（以下「特定野菜供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

（対象市場群）

第4条 特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場群は、実施細則に定める対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

（対象出荷期間）

第5条 特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、実施細則に定める対象野菜等ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

（業務対象年間）

第6条 協会は、実施細則に定める対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定まるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2 協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合その他やむを得ないと認められる場合には、県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

第 2 章 価格差補給交付金等及び補給金の交付

（価格差補給交付金等の交付に関する申込み）

第7条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、実施細則に定める業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の日の2カ月前の日で、実施細則に定める日まで、別記様式第1号の申込書により申込みをするものとする。

この場合において、実施細則に定める最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例45」という。）又は最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例60」という。）の締結の申込みをしようとする共同出荷組織等は、それぞれ別記様式第1号の申込書にその旨を明記して行うことができるものとする。

2 協会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

（交付予約数量の減少又は解約）

第8条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

2 前項の申込期限は、業務区分ごとに交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申し込むものとする。

なお、第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号及び第3号の申込書並びに第4号の申告書を提出して、その通知に係る同条第2項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

(負担金)

第9条 第7条第2項の規定により補給金交付申込みが認められたときは、当該会員は、それぞれ負担金等を協会に納入するものとする。

2 前項負担金等の負担割合は、国3分の1、県3分の1、生産者3分の1とし、実施要領第3の3の(5)のエの(ア)の生産局長が別に定める野菜については、国2分の1、県4分の1、生産者4分の1とするものとする。

3 共同出荷組織等の負担金の額は、業務区分ごとに実施細則の資金造成単価(特例45にあってはこの額の5分の7に相当する額、特例50にあってはこの額の5分の6に相当する額及び特例60にあってはこの額の5分の4に相当する額。以下同じ。)に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、実施細則別表の対象野菜にあっては3分の1を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入する共同出荷組織等に係る負担金の額は、当該残額を控除した額とする。

4 共同出荷組織等は、負担金の金額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の前日の1か月前の日で、実施細則に定める日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日(以下「休日等」という。)にあたるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)までに納入するものとする。

5 協会は、第1項の規定により共同出荷組織等に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(延滞金)

第10条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数により年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(負担金の返戻)

第11条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2 第6条に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合は、共同出荷組織等からの負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

なお、第8条の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合は、前項の規定にかかわらず共同出荷組織等からの負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第12条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第13条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第7条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等がその生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等(全国農業協同組合連合会秋田県本部及び共同出荷組織等の定める規格に適合するもので検査品に限る。以下同じ。)の旬別の加重平均販売価額に相当する額(以下「旬別平均販売価額」という。)が、実施細則に定める保証基準額(以下「保証基準額」という。)を下回った場合に共同出荷組織等に対し行うものとする。

2 旬別平均販売価額の算定に当っては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日(その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日)までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金の金額)

- 第14条** 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等の単価に、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第3項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量がその数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。
- 2 前項の旬別の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が実施細則に定める最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額（特例45にあっては、最低基準額の11分の9、特例50にあってはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあっては最低基準額の11分の12に相当する額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のア及びイのとおりとする。
- ア 共同出荷組織にあっては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。
- イ 相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）。

(出荷数量及び販売価額の認定)

- 第15条** 共同出荷組織等は、対象市場群の卸売市場から、その発行する仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書にかわる書類を受領したときは、その写しを協会の定める期日まで提出するものとする。
- 2 協会は、前項の規定により提出された仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書にかわる書類の写しに基づき、第13条及び第14条の場合における対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(旬別平均販売価額の通知)

- 第16条** 協会は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等及び県知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

- 第17条** 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第5号の交付申請書により申請するものとする。
- ただし、交付金の交付申請において当該生産者への配分交付額を算出した際、生産者への配分交付額が僅少であり、生産者からの意向があった場合等はその額を辞退するとともに、別紙様式第6号により価格差補給交付金等交付辞退届を提出するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

- 第18条** 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 故意又は過失により第7条第1項の申込書に不実の記載をしたとき
 - (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
 - (3) 仕切書の改ざんを行い又は行わせたとき
 - (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき
 - (5) 協会は、共同出荷組織等と特例45又は特例50の契約の締結を行っている場合であって、当該対象出

荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量が業務区分ごとに知事の認定を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が、5分の1以上である場合には、価格差補給交付金等の単価については、次の額を上回ることができない。

ア 実施細則に定める別表の業務区分において、特例45の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の7分の5、特例50の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の6分の5

(6) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第22条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に受給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(補給金の交付)

第19条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかにその交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第14条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織等は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式7号の報告書によりその交付の結果を協会に報告しなければならない。

3 相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく別記様式7号の報告書により協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金の削減)

第20条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が実施細則の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等のうち交付準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金の構成、使途及び運用益等)

第21条 交付準備金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 交付準備金の造成に充てることを指定して納入された負担金

(2) 交付準備金の造成に充てることを指定して交付された補助金

(3) 交付準備金の造成に充てることを指定して寄付された財産

2 交付準備金は、価格差補給交付金の交付に充てる場合及び負担金を返戻する場合を除き、他の支払い等を使用してはならない。

3 交付準備金の運用により生じた利益は、協会の管理運営に要する経費に充てる。

第 3 章 雑 則

(報告の徴収)

第22条 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象特定野菜等の生産出荷状況その他必要な事項について報告を徴することができる。

2 前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第18条第1号、第3号又は第6号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講ずることができるものとする。

(実施細則)

第23条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、特定野菜供給産地育成価格差補給事業の実施に必要な

事項について、実施細則を定めるものとする。

(事務費負担金)

第24条 協会は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の管理運営費に充てるため事務費負担金の徴収を行うことができる。

- 2 事務費負担金にあつては、負担金の額、負担の方法、徴収の時期及び徴収方法は、理事会で定めるものとする。
- 3 第8条の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合における既に納入済みの事務費負担金にあつては、返戻しないものとする。

(業務方法書等の改廃)

第25条 この業務方法書及び実施細則の改廃は、理事会の決議を経て、知事の承認を受けなければならない。

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行日において、第7条に規定する申込み期限がすでに経過している業務区分に係る業務方法書第7条第1項の規定による申込み期限は、業務方法書施行日から15日後の日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から1カ月を経過した日とする。
3. この業務方法書第12条に規定する旬別平均販売価額については、当分のあいだ消費税を控除した卸売金額の加重平均により計算するものとする。

昭和52年6月7日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行日において、第7条に規定する申込み期限がすでに経過して業務区分にかかる業務方法書第7条第1項の規定による申込み期限は業務方法書施行日から15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行の日から1カ月を経過した日とする。

昭和56年5月6日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行日において、第7条に規定する申込み期限は業務方法書施行日から15日後の日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行の日から1カ月を経過した日とする。

昭和57年7月22日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、第7条に規定する申し込み期限がすでに経過している業務区分に係る業務方法書第7条第1項の規定による申込期限は、昭和58年5月4日とし、当該申し込みにかかる負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和58年5月19日とする。

昭和58年5月9日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
2. この業務方法書第7条第1項の規定による申込み期限は、昭和59年5月11日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、昭和59年6月2日とする。

昭和59年5月10日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和59年6月22日から適用する。

昭和59年6月22日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、第7条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る業務方法書第7条第1項の規定による申込み期限は、昭和60年7月4日とし、当該申し込みに係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず昭和60年7月22日とする。

昭和60年6月25日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、業務方法書第7条に規定する申し込み期限がすでに経過している業務区分については、昭和61年5月28日とし、当該申し込みに係る負担金の納入期限は、業務方法書第8条第3項の規定にかかわらず、昭和61年6月12日とする。

昭和61年5月20日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

昭和62年6月1日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

昭和63年4月28日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

平成元年6月8日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

平成5年5月25日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
平成10年7月1日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
平成15年7月11日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
平成16年4月13日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成19年8月31日以降に業務方法書第6条の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込の期限となる業務区分及び同条による申込みの期限が同日前である業務区分のうち平成20年4月1日以降に出荷を行う業務区分について適用する。
2. 申込の期限が平成19年8月31日前である業務区分のうち平成20年3月31日までに出荷開始する業務区分については、なお従前の例による。
平成19年7月27日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
平成23年7月6日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
平成25年7月2日 承認

附 則

1. この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
平成30年9月28日 承認

附 則

1. この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和元年5月1日から適用する。
令和元年7月1日 承認

別記様式第1号 (第7条関係)

価格差補給交付金等交付予約数量申込書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申込者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊟

貴協会の業務方法書を承知の上、1に掲げる業務区分に係る2に掲げる数量の対象特定野菜等について価格差補給交付金等の交付予約を受けたいので、申し込みます。

1 業 務 区 分

(1) 対象特定野菜等 _____

(2) 対象市場群 _____

(3) 対象出荷期間 _____

2 交付予約数量 (トン) _____

3 申込者を通じて共同出荷組織等における過去3年間1の(1)の対象特定野菜等1の(2)の対象市場群への月別出荷数量

(単位：トン)

年 月	〇〇 年	〇〇 年	〇〇 年
月			
月			
月			
月			
計			

4. 交付予約申込数量の生産者明細

5. 価格差補給交付金等交付予約経路

以上

価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申込者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊞

価格差補給交付金等交付予約数量申込書に基づく申し込みの承諾により成立した契約について、第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が(※)農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第8条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を次のとおり減少したいので申し込みます。

記

1 業務区分

- ① 対象特定野菜等 _____
- ② 対象市場群 _____
- ③ 対象出荷期間 _____

2 交付予約数量

- ① 既申込みの交付予約数量 _____ トン
- ② 交付予約数量の減少数量 _____ トン
- ③ 減少後の交付予約数量 _____ トン

- (※) 相当規模生産者の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を削除する。
特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。
なお、特定相当規模生産者とは、「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

以上

価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申込者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊞

価格差補給交付金等交付予約数量申込書に基づく申し込みの承諾により成立した契約について、第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第8条に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

記

1 業務区分

① 対象特定野菜等

② 対象市場群

③ 対象出荷期間

2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日 年 月 日

- (※) 相当規模生産者の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を削除する。
特定相当規模生産者の構成員の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。
なお、特定相当規模生産者とは、「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

以上

価格差補給交付金等交付事業を利用しない期間についての申告書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申込者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊞

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第7に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（本申請書において「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度（相当規模生産者が個人又は特定相当規模生産者の場合は記載不要）

年 月 日～ 年 月 日

3 申告者が特定相当規模生産者に該当するかどうか（次のア又はイのいずれかに○を付すこと）

ア 該当しない。 イ 該当する。

(※) 特定相当規模生産者とは、「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

4 特定相当規模生産者の場合は、1で記載した期間において事業を利用しない構成員は、一部又は全部のどちらになるのか（次のア又はイのいずれかに○を付すこと）

ア 一 部 イ 全 部

以上

(参考資料)

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業を 利用しない期間についての申告書

令和 年 月 日

共同出荷組織名（特定相当規模生産者名）

代表者 殿

申込者

住 所

第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名
(特定相当規模生産者の構成員名)

代表者氏名 ㊟

(注)

当該生産者が個人の場合は「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名、代表者氏名」に替えて「第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者名」とする。

当該構成員が個人の場合は「特定相当規模生産者の構成員名、代表者氏名」に替えて「特定相当規模生産者の構成員名」とする。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第7に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（本申請書において「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度（申告者が個人の場合は記載不要）

年 月 日～ 年 月 日

(※) 特定相当規模生産者とは、「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

以上

別記様式第5号(第17条関係)

価格差補給交付金等交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申請者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊤

貴協会の業務方法書第17条第1項の規定により下記のとおり価格差補給交付金等の交付を申請します。

1. 価格差補給交付金等申請額 _____ 円

2. 業 務 区 分

(1) 対象特定野菜等 _____

(2) 対象市場群 _____

(3) 対象出荷期間 _____

(4) 同上の算出基礎 _____ 別紙のとおり

項目 月別	対 象 出 荷 期 間 の 出 荷 計 画 数 量	同 左 出 荷 実 績	左 欄 の うち 第 1 4 条 第 1 項 の 出 荷 数 量	第 1 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 配 分 さ れ た 旬 別 交 付 予 約 数 量	旬 別 交 付 金 単 価	交 付 金 額	備 考
	kg	kg	kg	kg	円/kg	円	
上							
中							
下							
小計							
上							
中							
下							
小計							
上							
中							
下							
小計							
計							

3. 出荷委託者別補給金額及びその委託生産者の明細

以上

価格差補給交付金等交付辞退届

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

辞退者

住 所

共同出荷組織等

代表者氏名

㊞

特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書第17条の規定に基づき下記の対象野菜の価格差補給交付金等の交付を辞退します。

1. 対象特定野菜等 _____
2. 対象市場群 _____ 市場
3. 対象出荷期間 _____ 月～ 月
4. 価格差補給交付金等交付辞退額 _____ 円
5. 委託生産者数 _____ 人 (辞退の対象となる人数)
6. 辞退理由 _____

以上

価格差補給交付金等交付報告書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

申込者
住 所
共同出荷組織等
代表者氏名

㊤

下記のとおり価格差補給交付金等を交付しましたので報告します。

記

1. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等 _____
- (2) 対象市場群 _____
- (3) 対象出荷期間 _____

2. 価格差補給交付金等の受領額 _____ 円

3. 生産者に対する価格差補給交付金等の交付済額 _____ 円

4. 生産者別配分額明細 価格差補給交付金等交付申請書に添付の生産者配分計算書のとおり

5. 交付経路

価格差補給 交付金等受領 年 月 日	対 象 産 地 名	出 荷 委 託 者 名	生産者に対 する補給金 交 付 金 額 円	補給金対象 生 産 者 名	補給金交付 終了年月日

以上